

## 宮崎県都市計画審議会専門委員会について

## 1 専門委員会について

本県が行う都市計画は都市計画法の規定により、宮崎県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の審議を経ることとされている。

本県の審議会は、「宮崎県都市計画審議会条例」（以下「条例」という。）に基づき委員の委嘱などの組織に関することや会議の運営を行っており、条例では専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができるとされている。

この専門委員で組織されるのが「宮崎県都市計画審議会専門委員会」（以下「委員会」という。）である。

宮崎県都市計画審議会条例（昭和 44 年条例第 22 号）

（臨時委員及び専門委員）

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## 2 専門委員会設置の目的

委員会は宮崎県都市計画審議会専門委員会会則（以下「会則」という。）を定めて運営しており、その所掌事務は、会則第 2 条において、

- （1）都市計画に関する基本方針の素案の策定に関すること
- （2）都市計画区域マスタープランの素案の策定に関すること
- （3）その他、審議会の会長が指示する事項

の調査・検討と、調査検討した事項について審議会に報告、と定めている。

今回、先に開催した審議会において、「準都市計画区域」指定の要否を検討する旨を報告したところ、委員会を設置して調査検討するよう指示があったことから、準都市計画区域の指定の要否に関する検討について専門的立場から御意見を伺うため、委員会を設置するものである。